

障 福 第 1 8 4 号

令 和 2 年 5 月 8 日

居 宅 介 護 事 業 所
各 重 度 訪 問 介 護 事 業 所 の 長 殿
同 行 援 護 事 業 所
行 動 援 護 事 業 所

大分県福祉保健部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る障がい児・者の支援について（依頼）

障がい福祉施策の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、「緊急事態宣言」が5月31日まで延長され、県では、引き続き感染拡大防止対策の継続をお願いしているところです。

現状では、新型コロナウイルスに感染した障がい児・者は入院することになりますが、感染増加により病床が不足した場合は、やむを得ず、在宅対応となる可能性があります。また、濃厚接触者となった障がい児・者の在宅生活支援のため、訪問系サービスが求められることも想定されます。

このような場合についても、各事業所におかれましては、障がい児・者の在宅生活維持のため、サービス継続にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、サービス継続のために必要となる防護具等については、県において可能な限り手配することとしていますので、申し添えます。

また、医療的ケア児への居宅介護等については、別添のとおり、令和2年4月28日付け障福第155号により対応をお願いしていますので、申し添えます。

担当：施設支援班 兼子、山崎

電話：097-506-2745

各居宅介護事業所の長 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童の
支援について（依頼）

障がい福祉施策の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、「緊急事態宣言対象区域」が全都道府県に拡大されました。

それを受け、さらなる感染拡大防止対策として、県では、不要不急の外出自粛、3つの密を避ける工夫、在宅勤務の拡大等の協力を県民の皆様へお願いしているところです。

特に、日常生活を営むために医療的ケアを必要とする児童は、呼吸障がいにより気管切開を行っている方や人工呼吸器を使用している方も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすく、重篤化しやすい特徴があることから、感染防止に十分な配慮が必要となります。

また、万が一医療的ケア児の家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院を余儀なくされた場合には、濃厚接触者となる医療的ケア児の在宅生活の維持には訪問看護が欠かせません。

つきましては、このことをご理解いただき、貴施設におかれましても更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、濃厚接触となった医療的ケア児の在宅生活の支援において必要となる防護具については、県で手配することとしておりますので申し添えます。

担当：自立・療育支援班 徳尾

電話：097-506-2729

meil: tokuo-kenji@pref.oita.lg.jp